

ガス需給契約に関する重要事項説明書

お客さまが、生活協同組合コープみらい（以下「当生協」といいます。）にガス使用の申し込みをしていただくにあたり、当生協がガス事業法に基づき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。なお、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス需給契約」といいます。）の詳細は、ガス取次供給基本約款及びガス個別約款（以下「約款等」といいます。）に定めています。当生協は、ガス事業法第14条に基づく書面の交付（契約締結前書面）及び同法第15条に基づく書面の交付（契約締結後書面）について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、約款等を当生協のホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。

1. ガス使用の申し込み及びガス需給契約の成立

- (1) お客さまが新たにガス需給契約を希望される場合は、あらかじめ約款等を承諾のうえ、当生協が必要とする事項を明らかにし、所定の様式により申し込みをしていただきます。
- (2) 申し込みは、当生協所定の場所で受け付けます。なお、当生協が適当と判断した場合は、口頭、電話、インターネット等による申込みを受け付けることがあります。
- (3) ガス需給契約のお申し込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものとしていただきます。

- ① 一般ガス導管事業者が託送供給約款において定める需要家等に関する事項を遵守すること。
- ② 株式会社 CD エナジーダイレクト（以下、CD エナジーダイレクト）が法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること。
- ③ 法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、一般ガス導管事業者からガス小売事業者へ提供すること。
- ④ 消費段階における事故が発生した場合には、当生協は、一般ガス導管事業者から、CD エナジーダイレクトを介して一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報の提供を受けること。

- (4) ガス需給契約は、お客さまからの申し込みを受け、当生協が承諾したときに成立します。
- (5) 当生協は、法令、ガスの製造供給能力、ガス工作物の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状況を含みます。）その他の状況に鑑み、適当でないと判断した場合には、申し込みを承諾しないことがあります。

2. 供給するガスの種類、熱量、圧力及びガスグループ

- (1) 当生協は株式会社 CD エナジーダイレクト（ガス小売事業者）との取次契約に基づき CD エナジーダイレクトが供給するガスを供給いたします。
- (2) コープデリガスの類別は 1 3A です。ガス機器は、1 3A とされている機器が適合します。①熱量：標準熱量 45 メガジュール、最低熱量 44 メガジュール ②圧力：最高圧力 2.5 キロパスカル、最低圧力 1.0 キロパスカル ③燃焼性：最高燃焼速度 47、最低燃焼速度 35、最高ウォッベ指数 57.8、最低ウォッベ指数 52.7

ただし、上記の最高圧力を超えるガスの使用のお申し込みがある場合には、お客さま及び一般ガス導管事業者と協議の上、圧力を定めて供給することがあります。

3. 供給開始予定日

- (1) 「コープデリガス」へスイッチングされる場合の供給開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者（旧ガス小売事業者）との解約や一般ガス導管事業者との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の定例検針日（次回検針日または次々回検針日）の翌日といたします。
- (2) 転宅等で新たにガスの使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。
- (3) 契約締結後にご契約内容をお知らせする書面を送付いたします。
- (4) 旧ガス小売事業者への解約連絡は、原則として、当生協がCD エナジーダイレクトを介してお客さまに代わり行いますので、「コープデリガス」の供給開始とともに旧ガス小売事業者との契約は解約されます。
- (5) 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の10営業日前までに当生協へその旨をお申し出いただく必要があります。

4. 料金プラン・割引種別の適用等

- (1) 料金プラン・割引種別はお客さまからの申し込みに基づき適用いたします。その適用条件の対象となる機器の所有状況について、お客さま宅へのご訪問等の機会を通じて確認させていただく場合があります。適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、約款等に定める方法により精算させていただきます。
- (2) 対象機器の撤去や当生協とのガス需給契約の解約等で適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当生協へ連絡いただきます。
- (3) 「コープデリガス料金契約」の割引制度である「コープデリでんき」とのセット割引は、「コープデリでんき」をご契約いただくことで適用となります。お申込み及び適用条件を満たさなくなった場合の連絡等は不要です。

5. ガスご使用量の計量やガス料金の算定方法等

- (1) 一般ガス導管事業者が託送供給約款に基づき検針を行い、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。
- (2) ガスメーターの故障その他の事由により使用量が不明の場合には、託送供給約款に定めるところによりお客さまとの協議により使用量を算定いたします。
- (3) 当生協は、その使用量をウイークリーコープお届け明細書兼請求書、請求通知ハガキ、CD エナジーダイレクトWEB 会員サービス「カテエネ」によりお客さまへお知らせいたします。（供給開始後に当生協より送付するご契約内容をお知らせする書面にて「カテエネ」の登録方法を記載しています。）
- (4) 当生協は、ガス個別約款の料金表を適用して、その使用量に基づきガス料金を算定いたします。料金算定期間は、次の期間をいいます。
 - ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間
 - ② 新たにガスの使用を開始した場合又はガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
 - ③ ガスの供給を停止した日にガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

- (5) 新たにガスの使用を開始し、又は解約を行った場合（スイッチングによる解約の場合を除きます）等で料金算定期間が29日以下又は36日以上となったときや、定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となったとき等に、要綱等に定める算定式に基づき、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当生協の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。
- (6) ガス料金は、1ヶ月あたりの基本料金と、1㎡あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定します。割引制度の適用がある場合は、その合計から割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、適用する割引種別により割引額には上限があります。また、「コープデリでんき」とのセット割は、上記の算定結果から割引を適用します。
- (7) 単位料金は、都市ガスの原料価格の変動に応じて毎月調整します。

<計算方法>

$$\begin{array}{c} \text{ガス料金} \end{array} = \begin{array}{c} \text{基本料金} \\ \text{(税込)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{従量料金} \\ \text{単位料金(税込)} \times 1 \\ \times \text{ガスご使用量} \end{array} - \begin{array}{c} \text{割引額(税込)} \times 2 \\ \text{(基本料金+従量料金)} \\ \times \text{割引率} \end{array}$$

※1 原料価格の変動に応じて、毎月調整いたします。

※2 割引制度の適用がある場合、割引額を差し引きます。

- (8) ガス料金プランの料金表及び適用条件については、ガス個別約款等をご確認ください。

6. ガス料金のお支払い

- (1) ガス料金はウイークリーコープのお届け明細書兼請求書、請求通知ハガキにてお知らせします。ガス料金はその他のウイークリーコープの代金と合わせ、ガスを使用した翌月20日で締切り、ガス使用月の翌々月5日（5日が金融機関の休日のときはその翌営業日）にお客さまがあらかじめ指定した預金口座から自動振替によりお支払いいただきます。
- (2) 毎月5日に口座振替ができなかった場合同月16日から19日を基本に再度口座振替を行いますが、この再振替ができなかった場合、コンビニ振込用紙等にて対応いただきます。なお、再振替ができずにコンビニ振込対象となった場合、お客さまに実費相当の手数料を請求いたします。また、債務に対し、本来の支払期日の翌日を起算日として年10%の割合による遅延損害金を課金いたします。

7. お客さまの申し出によるガス需給契約の変更又は解約

- (1) お客さまのお申し出による契約の変更及び転宅等による解約については、コープデリでんきガスコールセンターまでご連絡ください。契約を変更された場合の料金適用開始日は契約変更後の定例検針日の翌日といたします。また、転宅等による解約を希望される場合は、解約を希望される日の10営業日前までに当生協へお申し出いただく必要があります。
- (2) お客さまが当生協から他のガス小売事業者へスイッチングされる場合の解約については、原則として、新たなガス小売事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。（当生協への解約のお申し出は不要です。）

8. 当生協からの申し出によるガス需給契約の変更又は解約

- (1) 当生協は、約款等を変更することがあります。この場合には、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の要綱等によります。この場合、変更後の約款等を当生協のホームページに掲示する方法又はその他当生協が適当と判断した方法により公表いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。

- (2)約款等又はガス需給契約の内容を変更する場合は、次項に定める場合を除き、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当生協が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといいたします。また、同法第15条に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当生協が適当と判断した方法により行い、当生協およびCD エナジーダイレクトの名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといいたします。
- (3)約款等又はガス需給契約の内容について、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他のガス需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、ガス事業法第14条に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すれば足りるものといいたします。また同法第15条に基づく書面の交付については、これを行わないものといいたします。
- (4)ガス料金は当生協が定める方法で支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合は、当生協が15日前及び5日前までに解約通知を行ったうえで、契約を解除します。また、当生協が提供する商品およびサービスの料金の支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合、また、お客さまが当生協を除名（消費生活協同組合法20条1項3号）された場合には当生協は15日前及び5日前までに解約通知を行ったうえで、契約を解除いたします。
- (5)お客さまが当生協にガスの使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、当生協およびCD エナジーダイレクトはガスの供給を終了させるための措置を行うことがあります。その場合、この措置をとった日に解約があったものといいたします。

9. 導管、ガスメーターその他の設備に関する費用負担

- (1)ガス工事をお申し込みされる場合は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款に基づき、一般ガス導管事業者にお申し込みをしていただきます。
- (2)内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置及び整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。
- (3)ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- (4)供給管は一般ガス導管事業者が所有し、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの依頼により供給管の位置変え等を行う場合は、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。
- (5)本支管及び整圧器（お客さまのために設置される整圧器は除きます）は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者のガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- (6)その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款の定めに従うものといいたします。

10. 導管、器具、機械その他の設備に関する保安上の責任

- (1) 内管及びガス栓等、一般ガス導管事業者のガス工事約款の規定によりお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。また、一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、お客さまの資産となる供給施設について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (2) CD エナジーダイレクト又は一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (3) CD エナジーダイレクトは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていない風呂釜、湯沸し器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。
- (4) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (5) お客さまは、CD エナジーダイレクト及び一般ガス導管事業者がガスの使用に関してお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (6) その他保安について、約款等の「保安に対するお客さまの協力」、「お客さまの責任」に定められた事項を遵守していただきます。

11. 託送供給約款に定められたお客さまの責任に関する事項

- (1) ガスの使用にあたり、託送供給約款に定められる以下の事項について承諾いただきます。
 - ① 必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立ち入ること。
 - ② ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
 - ③ ガス需給契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと。
- (2) ガス供給に伴い必要なお客さまの協力、保安等や調査に対するお客さまの協力等、託送供給約款に定められるお客さまの協力に関する事項について承諾いただきます。

12. 個人情報の取扱いについて

- (1) コープみらいは個人情報の利用目的を、定款に基づき実施している事業における商品の案内、受注、発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報の収集や利用明細等のお知らせおよび定款で備えつけと閲覧が義務づけられている範囲に限るものとします。
 - ① 出資金、組合員名簿の管理
 - ② 定款に基づく事業における商品及び各種サービスの案内・注文受付・お届けまたは提供
 - ③ ご利用明細等のお知らせ及びご利用代金の口座振替、振込
 - ④ アフターサービスや商品事故などへの対応
 - ⑤ お問い合わせへの対応やご連絡
 - ⑥ 当生協の商品・サービス・運営の改善に関わるご意見の集約
 - ⑦ 当生協の事業や運営、活動に関わる情報の提供
 - ⑧ 法令に基づく対応

利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行いません。

(2) 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報、「コープみらいの個人情報保護の基本的な考え方」に従い取扱いするとともに、首都圏における商品・サービスの提案・提供・開発・改善およびこれらに付随する業務を行うため、当生協と CD エナジーダイレクトとの間で共同利用いたします。

(3) CD エナジーダイレクトは、取得したお客さまの個人情報を、次の目的に利用いたします。①エネルギーの供給及びその普及拡大、②エネルギー供給設備工事、③エネルギー供給設備・消費機器の修理・取替・点検等の保安活動、④漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供、⑤エネルギー消費機器・警報器等の機器及び住宅設備の販売、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス、⑥上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発、⑦その他これらに付随する業務の実施

(4) CD エナジーダイレクトは、取得したお客さまの個人情報を、ガス小売事業の実施に必要な範囲で、ガス小売事業者、一般ガス導管事業者との間で共同利用いたします。また、適切な監督のもと、事業運営上業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

1 3. その他

(1) お客さまが「コープデリガス」にスイッチングされると、旧ガス小売事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては旧ガス小売事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧ガス小売事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客さまの不利益になる事項が発生する場合があります。

(2) クーリング・オフにより契約を解除された場合や当生協から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、ガスの供給が停止いたしますので、契約の締結を希望されるガス小売事業者へお申し込みいただく必要があります。

(3) 災害の発生等により当生協および CD エナジーダイレクト又は一般ガス導管事業者が解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さま又は第三者が損害を受けられても、当生協の責めに帰すべき事由がないときは、当生協は賠償の責任を負いません。

(4) お客さまが境界線内の一般ガス導管事業者のガス工作物を故意又は重過失により損傷し又は失わせ、当生協又は一般ガス導管事業者に重大な損害を与えた場合、ガスを不正に使用した場合等、当生協および CD エナジーダイレクト又は一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

1 4. 本規則の変更

(1) 当生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本規則を変更することができます。

(2) 前項の場合、当生協は、相当期間を経た効力発生日を定めた上で、本規則を変更する旨、変更後の本規則の内容および変更の効力発生日について、次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- ① 利用者への配布（必要に応じて）
- ② 電子メールの送信等の電磁的方法（必要に応じて）
- ③ WEB サイトへの掲示
- ④ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法